2023

YNUリテラシー

シビック・リテラシー 編

充実した学生生活を送るために…

モラルと規範
事例編

YNU
横浜国立大学

はじめに

みなさん、横浜国立大学へようこそ！

皆さんの多くは、これまで、住んでいる地域や生活スタイルが似通った人の中で過ごしてきたのではないでしょうか。大学という場では、出会う人、生活環境、日々の過ごし方など、可能性や選択の余地が格段に広がっていきます。自由が増えることで、自分で選択する機会やそれに伴う責任もまた、増えていきます。本学の学生としてどうあるべきか、それ以前に、社会で生活する一人の市民としてどう振る舞うべきか―。そのことを意識して生活することで、皆さんが将来、グローバル社会で“良き市民”として活躍していくための基礎的な姿勢が育まれていくでしょう。

「シビック・リテラシー」では、その良き市民になるための基礎として、「学生生活のモラルと規範」について学ぶと共に、大学生としてだけでなく、一人の人として生きていくために必要となる「心の健康管理」についても知識を深めていきます。皆さんが、今後、豊かで充実した人生を歩んでいくためには、健康な心と体はとても大切な要素です。心と体は、別々に捉えることもできますが、それぞれが影響しあって、その人らしさを作っているともいえます。そこで、心の健康を、体との関わり、また、皆さんが日々生活する社会の視点から捉え考えていきます。また「シビック・リテラシー」では、多様性が重視されるグローバル社会の一方で、日本ではまだまだ社会の中で浸透していないジェンダーやセクシャルマイノリティ、障がい者等について考えを深めていく「ダイバーシティ入門：多様性と包摂を考える」も取り扱います。更に「シビッ ク・リテラシー」では、今後皆さんが留学や海外旅行に行かれることを想定して、自ら身を守り安全に海外渡航できる術を身に付けられるよう「海外安全管理」に関する内容も取り扱います。

本稿では、特に大学生として守るべき基本的かつ大切なモラルや規範等について、「学生生活で気をつけたい 10 のこと」、「成年年齢の引き下げとマイナンバーカードの活用に関する注意点」そして「学生生活で気をつけるべき違反行為」という３つの側面から紹介しています。「大学生になる」ということは、学生として主体的な学修が求められます。一方で、成人であることから大人としての扱いを受けることになり、それはすなわち、社会参加や、自らを律したり、自ら身を守ったりすることが求められるようになります。これからそのような立場になる皆さんに、ぜひ、以下のことを知っていただきたいと思っています。

YNU リテラシー 2023

シビック・リテラシー 編

目　次

学生生活で気をつけたい10のこと
～ 社会生活の基本的なマナーや注意点 ～ ……3

1. カルト団体の勧誘に注意
2. 悪徳商法に注意
3. インターネット上のトラブルに注意
4. 不審者に注意
5. ハラスメントに注意
6. 通学時の注意
7. ごみのマナーに関する注意
8. 喫煙に関する注意
9. 急性アルコール中毒に注意
10. 薬物に関する注意

成年年齢の引き下げとマイナンバーカードの
活用に関する注意点 ……7

1. 18歳から大人　～責任ある決断と消費行動を～
2. マイナンバーカードについて

学生生活で気をつけるべき違反行為
～ 本学の事例から ～ ……9

1. 本学における懲戒処分の対象となり得る行為
2. 本学で実際に起きた非違行為の例

おわりに ……11

学生生活で気をつけたい10のこと

～ 社会生活の基本的なマナーや注意点 ～

これから充実した学生生活を送るために、社会生活の基本的なマナーや注意点をご紹介します。事前に正しい知識を得ていれば、トラブルを回避できます。大学の一員としての自覚を持ち、責任ある行動をとり、仲間や近隣の住民にも信頼される国大生になってください。

1. カルト団体の勧誘に注意

入学当初は、サークルによる新入生への入会勧誘が盛んです。これに紛れて反社会的な行動を行う団体、カルト団体がサークルを装って勧誘してくる場合があります。

学内においても、違法な勧誘、献金強要等の勧誘にまつわるトラブルが発生しています。

勧誘の手口としては、昼休みに食事をしている時などに、サークルへの勧誘、性格診断、アンケート調査などと言って声を掛け、世間話や趣味などの話題から親しくなり、住所や電話番号などの個人情報を聞き出し、セミナーや合宿に参加するように勧める方法です。

このような団体は、最初は一見楽しそうなサークルを装いますが、参加している間に宗教的な話が出たりビデオを上映したり、気が付いたらサークルの名前と違う団体が主催していたりすることがあります。

相手が信頼できる人・組織だと確認できるまでは、個人情報を教えてはいけません。

おかしいと思ったら、きっぱり「NO」と断ることが大事です。

何か変だなと感じたり、執拗な勧誘が続いたら、一人で解決しようとせず、学生支援課にご相談ください。

2. 悪徳商法に注意

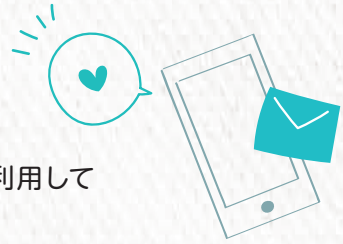

- 携帯電話の出会い系サイトなどで知り合った異性が、恋情愛感を巧みに利用して高額な商品の契約を結ばせる「デート商法」
- 簡単にお金を稼げると甘い言葉で商売を勧める「マルチ商法」、「ネットワークビジネス」
- 街角でアンケート調査などと言って呼び止め、事務所や喫茶店などに同行させ、契約を結ばせる「キャッチセールス」
- △△の資格が必ず取得できると、一般より高額な教材を売りつける「資格商法」

- 正規の企業や組織を装い、個人情報を求める電子メールを送り付ける「フィッシング詐欺」
- 身に覚えのない請求書などが届く「架空請求」
- 携帯電話の出会い系サイトやアダルトサイト利用料金などの「迷惑メールによる不当請求」

このような悪徳商法の被害に遭わないためには、“おいしい話”と思ったら、十分警戒し、必要がない時は、きっぱりと断りましょう。

契約の際、すぐに署名や押印をせず、契約書や申込書の内容を十分確認しましょう。身に覚えのない請求は、無視することが一番です。軽率に動くと個人情報を知らせてしまう危険があります。その場で即決せずに、家族や友人に相談することが有効です。

3. インターネット上のトラブルに注意

口コミサイト、ソーシャルゲーム（オンラインゲーム、ゲーム用アプリを含む）、サクラサイト（運営事業者との関係が疑われる「サクラ」が異性、芸能人、占い師などの役になりすまして、有料のメッセージ交換サービスを通じて継続的に課金させ続けるウェブサイト）において、トラブルが相次いでいます。

また、SNS 上の発信は取り消せません。Facebook、Twitter 等に面白半分で軽率な書き込みをすることは、信用をなくすばかりか法的な処分を下されることもあります。SNS は、他の人も閲覧する可能性のある公共の場であると捉えてください。

- 許可なく他人の個人情報、写真を掲載しない
- 誹謗中傷をしない
- 不正なソフト（海賊版など）を使用しない
- アルバイト先などで職務上知り得た情報をツイートしない
- 有料サービスの利用時は課金状況を随時確認する
- 購入前に解約・返品のルールを確認する
- SNS 上でのお金の貸し借りを行う「個人間融資」は利用しない
- 口コミだけで判断しない
- 心当たりのない電子メール等での勧誘、挑発、脅迫に応じない
- 登録した後であっても、不審な点を感じたら毅然と関係を絶つ
- 支払後でも悩まず、かながわ中央消費生活センター（045-311-0999）、警察に相談する
- 一定期間内であれば契約を解除できる「クーリング・オフ」の制度もある

4. 不審者に注意

通学中に不審者につきまとわれた

土日のキャンパスや夜間は人通りが少なくなります。なるべく複数で行動し、バスの運行時間内には帰路につきましょう。

不審な人物に遭遇したら、すぐにその場を立ち去り、警察や大学職員に通報してください。危険を感じたら大きな声で助けを求めるか、防犯ブザーを鳴らしましょう。希望者には防犯ブザーを貸し出しています。（学生センター 2階 学生支援課②窓口）

5. ハラスメントに注意

ハラスメントとは、行為者の意図に関わらず、相手に不利益や不快感、脅威を与えたり、個人の尊厳または人格を侵害したりすることで、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどがあります。

嫌なことは相手に対して意思表示をするとともに、ひとりで悩まずに、勇気を出して信頼できる人や、大学の相談窓口等に相談しましょう。また、ハラスメントの加害者とならないよう、互いの存在や人格を尊重し合い、相手が不快に思っていないか配慮をしましょう。

ハラスメント相談室に専門の相談員がいますので、相談することもできます（要予約）。

（開室日等、詳しくは **https://www.ynu.ac.jp/campus/harassment/index.html** ）。

6. 通学時の注意

イヤホンをつけたままでの運転や、スマートフォンを使用しながらの「ながら歩行、ながら運転」は大事故につながります。また、大学内には保育所があり、小学生の通学路にも指定されています。スピードの出し過ぎ、駐輪違反に気をつけて、こどもや近隣住民の方々への配慮も大切にしてください。

- 深夜に近隣迷惑を顧みず、自宅または、駅等の公共の場所で騒いだりする行為
- 通学途上、大声で話しながら、横に広がって歩き、道をふさぐ行為
- 岡沢町バス停前交差点にて歩道橋を通らず道路を直接横断する行為

これらは、和田町駅、三ツ沢上町駅周辺の住民の方々、通学路隣接の住民の方々、タクシー運転手の方から、大学に対して指導を求められており、度々学生へ注意喚起している事柄です。大学の一員として、自覚を持って行動してください。

7. ごみのマナーに関する注意

横浜市では、ごみの分別が義務づけられています。

あなたが居住するアパート等のごみの分別及びごみ出しの曜日・時間を必ず守りましょう。（分からない場合は、自治会の役員の方やアパートの大家さんに確認しましょう。ごみの集積所に表示が出ている場合もあります。）

ごみの分別及びごみ出しの時間を守らないと、カラスやネコにごみを荒らされ近隣の住民の迷惑になります。

また、学内でも、もやすごみ、汚れたプラスチックごみ（産業廃棄物）、リサイクル回収品（きれいなプラスチック、ビン、缶、ペットボトル、古紙）に分けて指定のごみ箱に捨ててください。

※ 家庭のごみの分別方法と大学のごみ（事業系ごみ）の分別方法は異なっています。要注意！

8. 喫煙に関する注意

キャンパスは指定された喫煙場所以外は禁煙です。
喫煙する際は、受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）は健康に影響を与えることを常に意識しましょう。

言うまでもなく、20 歳未満の者の喫煙は法律で禁止されています。歩行中の喫煙、吸い殻のポイ捨ては厳禁です。他人への思いやりを持ち、クリーンなキャンパスを心がけ、すべての人に快適なキャンパスとなるようご協力をお願いします。

9. 急性アルコール中毒に注意

大学生になると、クラブ・サークルや研究室などの集まりで、飲酒の機会もあります。仲間を作る楽しい場である一方で、飲み過ぎによる急性アルコール中毒等で重篤状態となり、死に至る事件が発生しています。下記のことに今一度注意し、節度ある行動を心がけてください。

- 20 歳未満の者の飲酒は、法律で禁止されています
- 飲酒の強要は、絶対にしないこと
- 飲酒を強要された場合は、きっぱりと「NO」と断ること
- たとえ自分はお酒に強いと思っても、イッキ飲み等の危険な飲酒はしないこと、そして仲間にさせないこと
- 飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転は絶対にしないこと
- 具合の悪くなった人を一人にしないこと

10. 薬物に関する注意

大麻や覚せい剤等の薬物の所持、使用は犯罪です。薬物は、精神と身体に悪影響を及ぼし、本人だけではなく、友人や家族関係の崩壊にもつながります。

- 薬物をすすめられても答えは「NO!」
- 危険な場所に近づかないこと、逃げることも「勇気」です
- 薬物をすすめる友人や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません

成年年齢の引き下げとマイナンバーカードの活用に関する注意点

公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきた中で、18歳以上を大人として扱うことが適当と判断されたことで、民法が改正され、成年年齢の引き下げが実施されました。若年者の自立を促す施策や消費者被害の拡大を防止する施策などの環境整備が進められていますが、責任ある立場となった18歳・19歳の犯した重大な罪に対し広く刑事責任を問えるよう少年法も改正されています。

1. 18歳から大人～責任ある決断と消費行動を～

民法が改正され、2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳になりました。これにより、**父母の親権に服さなくなる**ことになり、**一人で有効な契約をする**ことができます。親権に服さなくなる結果、自分の住む場所（居場所）や進学・就職などの進路決定についても、自分の意思で決めることができるようになります。また、契約行為については、例えば

- 携帯電話を契約する
- 一人暮らしの部屋を借りる
- クレジットカードを作成する
- 高額な商品を購入するためのローンを組む

といったことが、親の同意を得ずにできるようになります。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができましたが、**成年に達すると「未成年者取消権」は行使できなくなります。**安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性がありますので、**契約のルールをよく確認した上で、その契約が必要か検討しましょう。**

万が一、消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合は、相談窓口として、消費者ホットライン「188（いやや）！」が設置されています。困ったとき、おかしいなと思ったときは、すぐにこうした窓口に相談してください。

消費者庁特設ページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

一方、成年年齢が 18 歳になっても、飲酒や喫煙、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）に関する年齢制限は、これまでと変わらず 20 歳です。健康面への影響や、ギャンブル依存症対策、非行防止、青少年保護等などの観点から、従来の年齢を維持することとされています。

成年年齢の引下げで 変わるもの・変わらないもの

（「政府広報オンライン」より）

18歳（成年）になったら できること

1. 親の同意がなくても契約できる
   - 携帯電話の契約
   - ローンを組む
   - クレジットカードをつくる　など
2. 10年有効のパスポートを取得する
3. 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
4. 結婚
   女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
5. 性同一性障害の人が永別の取扱いの変更審判を受けられる

※ 普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

20歳にならないと できないこと （これまでと変わらない）

1. 飲酒をする
2. 喫煙をする
3. 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
4. 養子を迎える
5. 大型・中型自動車運転免許の取得

2. マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、コンビニでの各種証明書の取得や健康保険証として使用できるなど様々なサービスを受けることができるようになる IC カードです。なお、見知らぬ第三者にマイナンバーカード及び暗証番号を渡さないように注意しましょう。

学生生活で気をつけるべき違反行為
～ 本学の事例から ～

大学生活では、思わぬトラブルに巻き込まれたり、認識の甘さや不注意から、自らが加害者になってしまう事故や事件が起こったりする危険性があります。自分は大丈夫だと思っていても、実際にはいつでも起こり得ることであり、思わぬ落とし穴があるかも知れないので、十分気をつけましょう。また、自分は大丈夫でも友人が関わってしまうことがあるかも知れません。万が一、トラブルが起きそうになったら、事前に注意してあげましょう。

1. 本学における懲戒処分の対象となり得る行為

本学の学生としてモラルに反する行為を起こした場合は、「横浜国立大学学生の懲戒に関する規則」に則り、相応の懲戒処分を受けることになります。その処分の対象となり得る行為（以下「非違行為」。）は、次の通りです

- 犯罪行為その他の違法行為
- ハラスメント等の人権を侵害する行為
- 本学が実施する試験等（レポートを含む）における不正行為又は論文の作成等における学問的倫理に反する行為
- 情報倫理に反する行為
- 本学の規則等又は命令に違反する行為
- 本学の秩序を乱し、本学における教職員の業務又は教育研究活動を妨げる行為
- 本学の名誉及び信用を著しく傷つける行為
- 前各号のほか、学生の本分に反する行為

これら非違行為に対しては、その行為の悪質性と重大性、及びその行為を行った学生の状態（日常における生活態度及び非違行為後の対応）を総合的に判断した上で「訓告」「停学」「退学」のいずれかの懲戒処分が下されることがあります。例えば、本学が実施する試験においてカンニング等の不正行為を行った場合は、停学２か月の懲戒処分が下され、かつ、当該学期の履修登録の単位はすべて無効になります。

参考

「横浜国立大学学生の懲戒に関する規則」
http://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/frame/frame110000163.htm

2. 本学で実際に起きた非違行為の例

ここでは、非違行為の事例をいくつか紹介します。「このようなことは自分とは関係ない」と思われるかも知れませんが、以下は本学で実際に起きた事例の一部です。

1. 試験等の不正行為

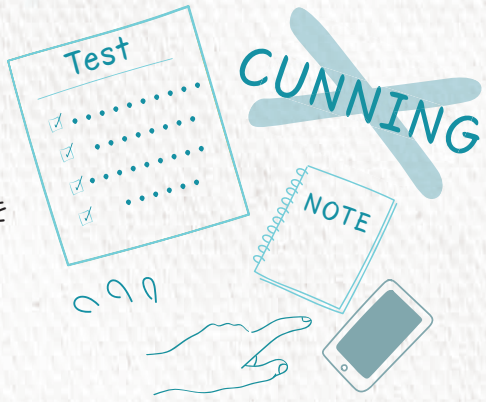

期末試験（筆記）における不正行為

- 持込不可にも拘わらず、授業内容が書かれたレポート用紙等を持ち込んで受験、スマートフォンの不正使用
- 身代わり受験
- 他人の答案を覗き見

期末試験（レポート）における不正行為

- 自分が作成したとするレポートにおいて、他人の論文から断り無く複写して使用

2. 交通事故・違反

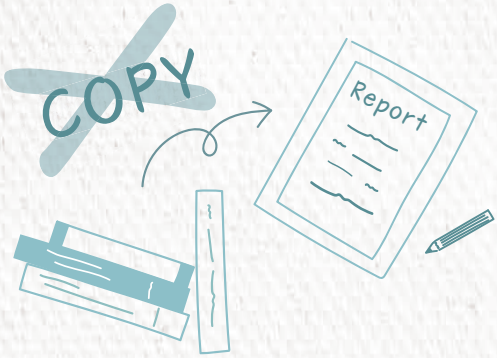

無免許運転

交通事故

- バイクによるひき逃げ
- 重度の人身事故

3. 犯罪行為

- 傷害行為
- 違法薬物所持・使用
- 痴漢
- 窃盗（万引きを含む）

4. 情報倫理

- SNS 等へ不適切な書き込み
- 映画の違法ダウンロード
- 学術論文の大量ダウンロード
- 不正ソフト（海賊版）の使用

5. その他

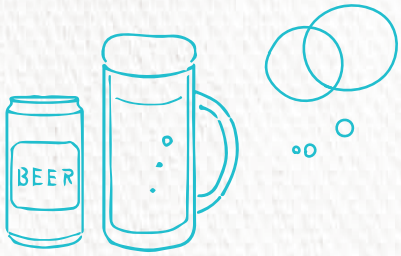

- ハラスメント行為
- 飲酒を強要し、急性アルコール中毒を生じさせる
- 20 歳未満の者に対する飲酒の強要

おわりに

本稿では、学生として守るべき基本的かつ大切なモラルと規範について、注意喚起を促す意味も込め、本学で実際に起こったモラル違反・非違行為の事例の一部を紹介しました。冒頭で述べた通り、大学では、出会う人、生活環境、日々の過ごし方など、可能性や選択の余地が格段に広がっていくに伴い、自らの選択に対する責任も増えていきます。それは、時としてストレスに感じることもあるでしょうし、予期せぬトラブルが発生してしまうこともあるでしょう。そのような時は、一人で抱え込むのではなく、誰かと話し、相談することが大切です。本学には、皆さんが利用できる相談窓口が複数用意されています。以下に簡単な情報を記しておきますので、より良い大学生生活を送るために、積極的に活用してください。

なんでも相談室

場　　所　学生センター　2階

時　　間　平日9：00～16：00　(昼休み12：45～13：45)

相談方法　予約が必要。ただし、窓口に直接来所も可。

相談内容　学生生活での困り事や分からないことについて、全般的に対応。自分の疑問や悩みを、どこに聞けばよいか分からない場合に、適切な対応窓口を紹介する。

ホームページ　https://www.ynu.ac.jp/campus/index.html

保健管理センター

「保健管理センター」は、本学の学生の身体と心を含む健康を管理するところです。内科医師による診察、精神科医師による面接、臨床心理士によるカウンセリングを受けることが可能です。

場　　所　学生センター　1階　（正面入り口の右手奥に入口があります）

時　　間　平日9：00～17：00　（昼休み12：45～13：45）

- 内科診察、精神科医師面接、カウンセリングは、それぞれ対応日時が異なります。窓口や電話でご相談ください。

相談方法　窓口に直接来所・電話。心療内科・精神科診察及びカウンセリングは、予約が必要。

相談内容　体と心に関する悩みや困りごとに対応。体調不良やケガへの応急処置。専門的な治療が必要な場合は、近隣の医療機関を紹介。精神科医師面接、カウンセリングでは、学業や将来について、対人関係の悩み、自分の性格などについて、面接を行う。

ホームページ　https://www.hoken.ynu.ac.jp/

ハラスメント相談

「ハラスメント相談」は、各学部や大学院等にハラスメント相談担当の教職員が任命されています。また、ハラスメント相談室では、専門の相談員が対応しています（予約制。開室日はホームページ参照）。ハラスメントは、重要な対人関係で生じることが多いため、大きなストレッサーになります。前頁の「なんでも相談室」「保健管理センター」も窓口の一つとなっていますので、ハラスメント被害に合った場合、ハラスメントかもしれない、と感じた場合は、早めに相談しましょう。

ホームページ　https://www.ynu.ac.jp/campus/harassment/index.html

YNU リテラシー

シビック・リテラシー 編

2023

発行日：令和 5（2023）年 4 月 1 日
発行者：高大接続・全学教育推進センター